

まつしげ町

MATSUSHIGE TOWN



議会だより

令和3年
第2回定例会

Matsushige Assembly News



子育て支援センター

主な内容

- 町政に対する一般質問 2
- 常任委員会委員長レポート 8
- 全員協議会報告 11
- 閉会中の継続調査報告 12
- 編集後記 12

発行／徳島県松茂町議会 編集／松茂町議会広報常任委員会

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30 TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010



ここが知りたい!

町政に対する一般質問



町議会定例会が6月10日から22日にかけて開催されました。2日目に当たる6月14日には一般質問が行われました。

今回は財政や健康、教育など、町政の基本となることで活発な質疑がなされました。

議会会議録は
松茂町立図書館に
9月に配置します

春藤康雄 議員



1 財政について

問

決算カードは、総務省が地方自治法第252条の17の5第1項及び第2項の規定に基づき、毎年実施している「地方財政状況調査」により、作成されたものです。

「地方財政状況調査」は、すべての地方公共団体が決算状況について報告する調査であり、総務省は、この結果を分析し、地方財政法第30条の2第1項の規定に基づき、「地方財政白書」として公表しているところであります。

決算カードの数値は、普通会計というすべての地方公共団体に共通する統一的な会計区分を設け、集計するため、他の自治体との比較が可能となります。

本町の一般会計や各特別会計の決算状況は、地方自治法第233条第3項の規定により、承知しているところで

ありますが、決算カードの数値については、報告いただけていないため質問をします。

決算カードに基づく、本町の財政状況について、項目毎に答弁いただきます。

- (1) 財政収支の均衡はどうなっているか。①形式収支は、黒字か赤字か。②実質収支は黒字か赤字か。③実質収支比率はどうなっているか。④単年度収支は黒字か赤字か。⑤実質単年度収支はどうなっているか。
- (2) 歳入財源は安定しているか。①財政力指数は高いか低い。②歳入科目別の構成はどうなっているか。③自主財源と依存財源はどうなっているのか。④一般財源と特定財源はどうなっているか。⑤経常的収入と臨時的収入はどうなっているか。
- (3) 歳出経費についてどうなっているか。①歳出の目的別分類の構成は何に重点がおかれたか。②義務的経費と任意的経費は、どうなっているか。③経常収支比率はどうなっているか。④目的別経費の性質別構成はどうなっているか。

答

健全な水準を保ち 良好な財政運営

令和元年度の決算カードに基づき、松茂町の普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等についてご答弁いたします。

まずご質問(1)の、**財政収支の均衡はどうなっているか?**の①形式収支ですが、プラス3億359万1千円の黒字です。次に②実質収支ですが、プラス1億3,179万8千円の黒字です。次に③実質収支比率ですが、これは標準財政規模に対する実質収支の割合を表し、通常3%から5%が適当とされており、松茂町は3.7%の黒字となっております。次に④単年度収支ですが、マイナス347万5千円で赤字となっており、過去の剰余金が減少したことを表しております。次に⑤実質単年度収支ですが、マイナス3億347万5千円の赤字となっております。この主たる原因は、財政調整基金を特定目的基金に積み替えたことから「赤字」と見なされたものです。

次にご質問(2)の、**歳入財源は安定しているのか?**の①財政力指数は高いか低いですが、この指数は、1.0に近いほど、あるいは1.0を超えるほど財政力があるとされます。松茂町は0.9で徳島県では一番高い数値で、中・四国9県の202市町村の中でも第2位の数値となっています。次に②歳入科目別の構成は、歳入総額61億7,601万9千円でその内、町税26億8,694万8千円(構成比43.5%)、国庫支出金7億2,576万8千円(11.8%)、県支出金4億6,446万5千円(7.5%)、地方交付税4億1,639万7千円(6.7%)、地方債3億3,860万円(5.5%)、その他地方消費税等

で15億4,384万1千円となっております。次に③自主財源と依存財源ですが、歳入総額61億7,601万9千円の内、自主財源は36億1,389万7千円(58.6%)、依存財源は25億6,212万2千円(41.4%)となっております。他市町とくらべても自主財源の比率は高く良好といえます。次に④一般財源と特定財源ですが、一般財源は使い道を特定されず、どのような経費にも使用することが出来る財源で、地方税、地方譲与税、地方交付税などで35億608万9千円(56.7%)となっております。次に特定財源は一般財源に対し、使途が決まっているもので、国庫支出金や県支出金など26億6,993万円(43.3%)となっております。一般財源の構成比が高いということは、財政の弾力性があるということになります。次に⑤経常的収入と臨時的収入ですが、現在は経常的収入として安定的に地方税の収入がありますが、今後は人口減少などにより、税収の増加は厳しい状況です。臨時的収入では地方債の残高を増加させないよう、また一定以上の基金を確保しながら健全な財政運営に努める必要があります。

次に③歳出経費についてどうなっているか?の①歳出の目的別分類の構成は何に重点がおかれたかですが、歳出では、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など社会保障制度に要する費用が19億7,740万8千円(33.7%)と手厚い予算配分となっております。令和元年度は総務費の占める割合も高く、11億2,664万6千円(19.2%)で、主な事業として役場立体駐車場整備工事など主要事業がございました。次に②義務的経費と任意的経費ですが、人件費、扶助費、公債費で、20億9,652万6千円(35.7%)となっております。前年度36.6%から若干の減少となっております。これが増えていくならば財政が硬直化していくことを表します。逆に町が任意に支出できる任意的経費は、こちらは微増となっております。次に③経常収支比率ですが、一般的には75%から80%が適当とされています。松茂町は77.8%で県内でトップの良好な数値となっております。次に④目的別経費の性質別構成ですが、目的別経費では児童福祉や高齢者福祉、障がい者福祉などの民生費がもっとも多く全体の33.7%、総務費が19.2%、教育費で14.1%となっております。その性質別経費では人件費や扶助費、公債費で構成される義務的経費が全体の35.7%、民生費ではその多くが義務的経費です。投資的経費である普通建設事業費では12.6%となっております。

以上、決算カードを確認すると、本町の財政状況は健全な水準を保ち、良好な財政運営が図られております。今後は総合計画における主要事業を着実に進めるために、国費・県費を有効活用しつつ、町の貯金ともいえる財政調整基金の残高と、財源を補う借入金について、一定の制限を設けるなど、節度のある財政運営を行い事業を進めて参りたいと思います。

再問

答弁から現状の財政状況は、良好であると判断できるが、将来的に問題はないのか。中・長期的視点での取り組みを問う。

答 持続可能な行財政運営

歳出面の問題点としては、中長期的には「公共施設の更新」がございまして、「公共施設の更新」については、大きな経費が必要であり、財政負担の平準化の観点から、「公共施設更新等準備基金」を創設し、将来への準備を着々と進めているところでございます。今後も、更新計画を見据え、基金の醸成に努めてまいります。

今、松茂町は未だ経験したことのない、「人口減少」という状況下で行政を進めております。これまでの常識だけでは、解決できない時代かも知れませんが、

本年3月の第1回定例会での吉田町長の所信表明にもありましたが、「この状況に反転攻勢をかけ、我がふるさと・松茂町を発展させる為には、『オールまつしげ』で英知を集結し、『地方創生』を推進する」必要があります。今春には、その拠点となる施設「マツシゲート」が竣工し、コロナ禍という極めて厳しい環境ではありますが、5月から「地方創生」の為の事業を展開しているところであります。

議員お尋ねの取り組みであります。

米田利彦 議員



直近では、このマツシゲートをフル活用し、地域のにぎわいを興し、活力ある松茂町をめざしてまいります。中長期的には、先程申し上げた事柄を常に意識しながら、持続可能な行財政運営と、安全・安心で暮らしやすく、活力に満ちた松茂町をめざして、「まちづくり」を推進してまいります。

1 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う町の対応について

問 全国的に感染が拡大する新型コロナウイルス感染症ですが、徳島県内での感染者は、「5月26日」までに「1,625人」が確認されております。

町においても、コロナ感染症陽性者が確認される中、何人もの町民から、「町は、もう少し具体的な公表をしないのか。」とか「今までのように生活をしていいの。」など、心配す

る声を聞きました。

新型コロナウイルス感染症は、私たちの周りで何の前触れもなく突然発生し、町では限られた時間で調査・分析を行い、学校、社会教育、各種イベントなどの中止や継続について判断・広報することが求められています。そこで、感染拡大を予防するために、町の方針を確認したく、次の質問をします。

(1) 町内でコロナ陽性者が出た場合、その広報については、県の発表に基づいて、町独自の方法により情報の提供をしていると思いますが、町民それぞれが「これまでと同様な社会活動」や「通常の生活」をするうえで、「濃厚接触者の情報」や「PCR検査の結果」において、「安心できるレベル」なのか、または「非常事態となる状況を早急に広報するレベル」になっているのかを判断する際に、町のマニュアルはどうなっていますか。

(2) 次に、町の職員に陽性者が確認された場合、公表しますか。併せて、指定管理施設等で、勤務する職員に陽性者が確認された場合公表しますか。

この様な事態に遭遇した場合、町のマニュアルはどうなっていますか。

答 町の役割を明確に

新型コロナウイルス感染症（以下「新

型コロナ」という）対策は、国が定める「新型コロナウイルス対策の基本的対処方針」に、国、県、市町村の役割が明記されており、新型コロナウイルスの公表につきましても、国及び県が対応し、情報提供する役割を担うことになっております。

松茂町では、町内において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、徳島県・徳島保健所が実施する積極的疫学調査（以下「県調査」という）に基づき、県が公表する情報を速やかに、松茂町ホームページに掲載するなど町民に対して注意喚起を図っているところであります。

このため、徳島県が公表した情報以外については、本町といたしましても承知しておりませんので、ご質問にあるように「具体的な公表がない」とのご指摘をいただいておりますが、今以上の情報はございません。

同様に、感染状況が「安心できるレベル」なのか「非常事態のレベル」なのかを判断するマニュアルも、町にはございません。これも、県調査の結果により、県が判断しますので、仮に明らかに町内において感染が拡大している状況にあるのであれば、徳島県・徳島保健所指導の下、速やかに「松茂町新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、感染拡大を防止するため、町として注意喚起を図って参りたいと考えております。

職員の感染が確認された場合の公表ですが、不特定多数の方が利用する役

場庁舎や出先機関で発生したということになれば、当該施設の利用者に感染の恐れがあることを周知する必要があります。また、庁舎等の利用を制限し、まん延を防がなければなりません。このことから、マニュアルはございませんが、職員の感染が確認された場合、県調査による指導の下、当該施設等を閉鎖し、業務継続のための代替案を公表する必要があると考えています。その場合に、職員の感染についても、感染者やその家族などへのプライバシー保護に配慮した上で、公表するものと考えております。

なお、指定管理者の職員におきましては、本町の対応を踏まえて、指定管理者と協議の上、公表できる範囲を判断したいと考えております。

再問

(1) 町職員等への、新型コロナウイルス拡大予防策として、どのような策を講じているのか。①町職員等に、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある場合の対応、②町職員等が、新型コロナウイルスの陽性者と判明した場合等の対応、③濃厚接触者への対応について

(2) 感染者が急激に増加（クラスターが発生）し、多数の職員の感染により、業務停滞を防ぐための対応策は、どのような策を講じているのか。①役場庁舎への出入りを制限、臨時総合窓口の設置等での対応、②業務を担当する職員の臨時配置等の対応

答 業務継続の確保

職員の新型コロナウイルスの拡大予防策についてのご質問ですが、1点目、職員に対しては、日頃より体調管理を徹底し、少しでも体調が疑わしい場合には、休暇を取得するように指導いたしております。次に2点目、職員が陽性者と判明した場合には、医師から出勤許可が出る日までを隔離する特別休暇として取り扱っております。次に3点目、職員が濃厚接触者に認定された場合には、認定後、実施されるPCR検査によって、陽性の場合には、陽性者と認定された医師から出勤許可が出る日までを、陰性の場合には、濃厚接触者に認定されてから14日目までを、それぞれ特別休暇として取り扱っております。

クラスターが発生した場合の対応策についてでございますが、1点目、役場庁舎におきましては、一日も早く施設が再開できるように速やかに消毒を実施いたします。閉鎖の間、出入口の制限や別の部署に臨時の窓口を設け、役場業務の維持に努めて参ります。

次に2点目、職員の臨時配置につきましては、他課からの応援要請による継続体制の確保に努めます。

新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性のある病気です。職員一同、感染防止対策を徹底しておりますが、万一職員に感染者が発生した場合でも、住民サービスの低下を招くことのないよう、業務継続の確保に努めて参りますので、

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2 芝生広場の維持管理について

問

近年、公園・広場の芝生化が果として幼児期の発育や環境などが既に日本各地で様々な報告がなされています。

松茂町でも、町の一大事業として運動公園グラウンドから、芝生の広場へと生まれ変わりました。しかしながら、その維持管理の難しさや多額の費用を要することから、全国的にもなかなか普及しない現状もあります。そこで、この度施工された芝生の広場の維持管理について、次の質問をします。

(1) 芝生は水はけがよいことを好む植物です。健康な芝生を生育させるには、適した土壌を知り、また、適した状態にすることが大切になります。水が効率的に排水することによって、どのようなものになっているか、お伺いします。

(2) 次に、芝生の管理で思い浮かぶことと言えば、芝刈り・目土・水やり・肥料と、このような事が気になりますが、芝生の手入れの基本の「散水」水やりの方法について、どのようにされるのか、お伺いします。

(3) 次に、芝生の管理業務に要する予算についてお伺いします。

答 適切な維持管理

松茂町交流拠点施設マツシゲートには、昨年度の整備工事において約6,500㎡の天然芝生広場を設置いたしております。

さて、「排水施設について」のご質問でございますが、芝生広場には日本芝であるコウライ芝を採用しており、コウライ芝の下には育成に適した真砂土を厚さ10cm敷設いたしております。

また、コウライ芝は、水はけの悪い土壌を好みませんので、透水性を確保するため、真砂土の下に碎石を厚さ10cm敷設いたしております。

天然芝を敷設している近隣運動施設では、使用目的の性質上、競技場の表面を平滑にする必要があるため、暗渠による地下排水を行っておりますが、本施設は広場施設であり、表面排水を促す十分な勾配がとれることから暗渠による排水は行っておりません。

令和元年度版「都市公園技術標準解説書」によると、一般的に降雨量のすべてが暗渠で排水するものでなく、土壌・芝などに保水されたり、地温・気象などにより蒸散されたりして実際には、降雨量の10パーセントから20パーセントを暗渠が排水するものと考えられます。

このことから、本施設では、表面排水に重点を置き、芝生の周囲にU型側溝を通じて、施設南側の水路に雨水を放流しております。



マツシゲート芝生広場

「水やりの方法について」のご質問でございますが、現在、スプリンクラー10台で実施するとともに、南側水路の用水を1トンタンク2つに給水ポンプでくみ上げ、車上にて散水いたしております。

さらに、今後40mmのスプリンクラー3台を増設する予定で、これらを稼働することにより十分な水やりが可能であると考えております。

「管理業務に要する予算」のご質問でございますが、芝の刈込は職員が実施いたしますので、芝刈機の購入費として、備品購入費に170万円。委託料として、目砂散布、施肥、薬剤散布等を周辺の樹木管理と合わせて管理業務として専門業者に委託する費用が317万8千円でございます。

また、水道料金として施設全体で168万5千円となっております。マツシゲートの天然の芝生広場は大きなアピールポイントであります。

秋頃には、子供たちが裸足で駆け回り、図書館で借りた本を寝転びながら読書するなど、多くの方に楽しんでいただけるよう、適切な維持管理を行って参りますのでご理解、ご支援の程よろしくお願ひします。

板東絹代 議員



1 GIGAスクール構想について

問

子どものころからICT環境になじみ、将来の社会で生き抜く力を育むために、1人1台の端末環境を備えた学校のあり方を政府が推進していくというのがGIGAスクール構想です。本町の小中学校におけるGIGAスクール構想についてお伺いします。

(1) 1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークなど全校生徒が同時にネットを使っても問題の起きない学校・ICT環境の整備はできて

- いますか。
- (2) 1人1台のパソコンやタブレット端末を使用して新たな学びの実現にどのように活用するのですか。
- (3) Wi-Fiの通信が途切れたり、遅くなったりして授業が滞ることもあり、教員ではトラブルに対処できないということも考えられます。ICT支援員の配置は考えられていますか。
- (4) タブレット端末を自宅に持ち帰って、家庭学習に活用する際の小中学校が定めた独自の活用ルール等考えられていますか。
- (5) インターネット上のトラブルに巻き込まれない為の取り組みを行っていますか。

答 ICTの活用により 学びの保障

GIGAスクール構想は、平時・有事を問わず、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことなく、公正に個別最適化された学びの推進を目標に、災害や感染症等による学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用により子どもたちの学びを保障できる環境の実現を目指してスタートし、松茂町も、将来のICT社会を生き抜く子どもたちを育てるため、この目標に向かって取り組んでおります。

(1) 学校のICT環境整備については、既に小中学校全ての学年の児童生徒に1人1台の学習用タブレット端末を配布し、その端末が同時稼働しても支障

喜来小学校 ICT 授業



のない高速大容量ネットワーク整備工事が完了しております。

(2) 新たな学びの実現への活用は、カメラや録画録音機能、調べ学習など、タブレット機能の初歩的な活用から、グラフ化、データ比較、プログラミングなどの比較的難しい機能の活用など、教科や発達段階に応じた学習への活用を、できることから積極的に取り入れて参りたいと考えております。

(3) ICT支援員の配置は、今年度は児童生徒がICTに触れる初めての年となるため、導入段階で苦手意識を生むことなく、楽しくICTを活用できるように、当初予算において、ICT支援員の配置を予算計上させていただき、すでに発注済みです。

(4) タブレット端末の家庭学習活用ルール等については、現時点では、まずは児童生徒がタブレットを扱えるようになることが最優先と考えており、

家庭学習に活用することはその次の段階であると考えております。しかし国の目指す臨時休業等の緊急時にもICTの活用により子どもたちの学びを保障できる環境を実現するために、家庭学習への活用は、今後、必要になってくるものだとして認識しております。そのためにも、県や他市町村の取り組みを研究し、そのデータを収集して、最も松茂町に合ったシステム作りを行いたいと考えております。

(5) インターネット上のトラブル回避の取り組みについては、児童生徒がタブレット端末を使って検索等を行う際、悪質なサイトにアクセスすることのないよう、導入時からフィルタリングソフトを挿入し、トラブル回避に努めております。併せて、インターネット使用における情報モラル教育を行うなど、学校現場と協力しながら、今後も児童生徒のトラブル回避に細心の注意を払って取り組んで参ります。

再問

① ICT支援員は、どの程度の配置予定か。その業務内容は。

② 相次ぐタブレットのバッテリーの不具合。安全性は。

答 安全性の確保に 最善を尽くす

① 小中学校合わせて4校に基本的には、週に1日ずつ勤務し、不具合の解消や各校から希望があった場合の対応のため、フリーとなる日も設けます。

業務内容は、タブレットを用いた授業においての児童生徒への操作方法のアドバイス、ネットワークやタブレットの不具合等の解消、故障時の対応、また今後想定されるオンライン学習の準備に関する支援など、ICTに関わる業務全般を考えております。

② 先日から報道されておりますようなバッテリーの不具合は、松茂町では報告されておりません。報道された不具合の原因は、現在、県主導で、納入業者による詳細な調査を行っており、原因が明らかになるまでの間は、同様の事故を予防するため、充電保管庫の電源を放課後には切り翌朝に入れるという対応をお願いしております。また、安全性の再確認のため納入業者による全台数の点検を早急に行い、安全性の確保に最善を尽くすこととしております。

村田 茂 議員



1 通学路の安全対策について

問

登下校中の何の落ち度のない児童が、車にはねられて命を落とすという痛ましい事故が、毎年のように報道されております。このような事態に対し、文部科学省では、通学路の安全対策の取り組みを地方自治体に対し求め、平成29年の調査で教育委員会、学校による対策箇所の99%が対策済みとなり、交通安全のための推進体制も市区町村の97%で構築されたそうです。また、この安全対策は地域での関係機関の連携による継続的な取り組みが重要であり、地域が一体となった推進体制を構築し、地域ごとに策定される基本的方針に基づく対策の実施、さらに改善・充実、PDCAサイクルとして実施することが重要とされています。加えて町民の協力を得るための適切な情報発信が重要とも述べられております。児童に安全な道路ということは、高齢の方、体が不自由な方、乳幼児を連れた親御さんなどすべての方々にも安全であるといえます。そこで、本町における安全対策の現状、点検等の実施方法、また事故の有無のみではなく、安心して歩くことができる通学路となっているかについて、本町の体制や現況について伺います。また、併せて最近の通学路周辺の歩道整備等についても伺います。

答

関係機関と連携し 安全対策を実施

「松茂町通学路交通安全・防犯プロダ

ラム」を策定し、警察、国県道の道路管理者、総務課、福祉課、教育委員会、学校をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置し、通学路の安全確保のため、会議のメンバーとスクールガードリーダーが参加して、「通学路合同点検」を行っております。この会議では、議員ご指摘のとおり「点検と対策の検討」「対策の実施」「対策効果の把握」「対策の改善・充実」という「通学路安全確保のためのPDCAサイクル」を構築し、保護者にアンケートを行うことによる危険箇所の把握、点検内容に応じて通学路の見直しを行うなど、通学路の安全性の向上を図っているところです。

また、元警察官の方によるスクールガードリーダーの見守り活動や、町内3カ所に交通指導員を配置し、登校時の交通指導を行っているほか、学校単位でも、保護者の徒歩授業参観や警察による交通安全教室を行うとともに、保護者との連携により常に通学路の安全性に留意し、必要に応じて随時、通学路を変更するなど、柔軟な対応を行っております。

これに加え、通学路の危険箇所には、PTA活動の一環で早朝から保護者が立哨して子どもたちに声がけしたり、教職員も通学路途中で待機するなどして、子どもたちが安心して登校できる環境作りに努めております。また、昨年度からはコミュニティ・スクールの一環として、地域の方々が自宅前に出て登校する子どもたちを見守るなどのボランティア活動に進んで参加してくださり、地域の子ど

もたちの安全を地域全体で見守る体制もできつつあり、大変ありがたいことだと感じております。

また下校時にも、教職員が通学路途中で誘導するほか、警察との連携による危険箇所のパトロール強化や「下校時安全パトロール」によるシルバー人材センターの方々の見守り、地域安全推進会の皆様による青色回転灯装備車のパトロール、また地元の方々も、ボランティアで下校時の子どもたちを見守ってくれるなど、地域を挙げて、子どもたちの安全を見守っていただいております。

とはいえ、近年の痛ましい事件・事故の中には、通常では想定できない悪質なものもあり、ただけ注意をしてもし尽くせるものではありません。常に危機感と緊張感を持ちながら、今後とも未来を担う子どもたちが、より安全に安心して通学できるよう、保護者の皆様や学校現場はもちろん、地域全体で地域の子どもの安全を見守って参りたいと考えておりますので、議員の皆様もご協力くださいますよう、お願い申し上げます。道路は、歩道が整備されていることが、安全上望ましいことですが、道路幅が確保できない箇所など、歩道整備が十分でないというのが実情です。

歩道が設置されていない道路においては、路側帯部分を視覚的により明瞭にし、交通事故防止を目的として、グリーンラインが設置されております。

本町では、このグリーンラインを平

成28年度から令和元年度にかけて、桜橋から松茂小学校まで、約650メートルに設置しています。

また、平成28年度に、北川向地区で延長約77メートルの歩道整備を、令和2年度には、松茂4号線、自衛隊正門東側において、延長約100メートルの歩道を確保するとともに、グリーンラインとポストコーンにより安全対策を行っています。

また、喜来小学校正門前には、交差点の路面表示及び停止指導線を設置しています。

令和3年度の通学路に関連する工事等につきましましては、中喜来51号線の道路拡幅、笹木野67号線でガードパイプ及び舗装の補修を予定しています。

今後とも、登下校中の子供たちの安全安心を確保するため、関係機関と連携を図りながら、安全対策を実施してまいります。



通学路（グリーンライン）

常任委員会 委員長レポート

第2回定例会の議決の結果、同意第3号、報告第2号及び第3号の2件、承認第2号、議案第25号～28号の4件については、原案どおり可決しております。

委員会付託案件以外で審査し、可決した内容

同意第3号	固定資産評価員の選任について
報告第2号	令和2年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
報告第3号	専決処分の報告について
専決第4号	松茂町新交流拠点施設整備工事変更請負契約締結について
専決第5号	指定避難所浸水対策等工事変更請負契約締結について
専決第6号	長原地区津波避難タワー建設工事変更請負契約締結について
専決第7号	松茂町防災行政無線デジタル化整備工事変更請負契約締結について

総務常任委員会付託議案

承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
専決第8号	松茂町税条例等の一部を改正する条例
専決第9号	令和2年度松茂町一般会計補正予算(第9号)(所管分)
議案第25号	松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
議案第27号	令和3年度松茂町一般会計補正予算(第2号)(所管分)

産業建設常任委員会付託議案

承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
専決第9号	令和2年度松茂町一般会計補正予算(第9号)(所管分)

教育民生常任委員会付託議案

承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
専決第9号	令和2年度松茂町一般会計補正予算(第9号)(所管分)
専決第10号	令和3年度松茂町一般会計補正予算(第1号)
議案第26号	松茂町手数料条例の一部を改正する条例
議案第27号	令和3年度松茂町一般会計補正予算(第2号)(所管分)
議案第28号	令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

総務 常任委員会

総務常任委員長 佐藤 道昭

付託された専決2件と議案2件は、原案のとおり可決いたしました。

松茂町税条例等の一部を改正する条例

専決第8号「松茂町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴い、松茂町税条例に関する条項について改正するものです。

改正の主な内容は、「住宅ローン控除の特例延長」、「固定資産税に係る土地の税額据え置き措置」、「軽自動車税の環境性能割及種別割グリーン化特例」等についてです。

令和2年度松茂町一般会計補正予算(第9号)

(所管分)

専決第9号「令和2年度松茂町一般会計補正予算(第9号)(所管分)」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千2百20万8千円を減額し、補正後の予算の総額を91億5千6百54万6千円とするも

のです。

歳入では、各種事務・事業の確定による増減を補正し、歳出では、不用額を減額補正するものです。尚、歳入増額分と歳出不用額を合わせて財政調整基金に1億8千2百32万4千円を積み立てました。

主な質疑事項

Q 歳入の法人町民税が減っていますか、コロナの影響によるものですか。

A 令和元年と2年を比べて、法人数は、若干の違いはありますが、法人数で、やはり、コロナの影響による売上の減少と思われます。

Q コロナの影響で徴収について納期限延長などしていますか。

A 1年間の徴収猶予の特例がありました。令和2年度実績として法人税3件、固定資産税30件の延長申請がありました。

松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(所管分)

議案第25号「松茂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、総務省関係政令の改

正に伴い、固定資産評価審査委員会条例に関する条項について改正するものです。

改正の主な内容は、固定資産評価審査委員会の審査申出手続き等において、押印を不要とするものです。

令和3年度松茂町一般会計補正予算(第2号)

(所管分)

議案第27号「令和3年度松茂町一般会計補正予算(第2号)(所管分)」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千8百62万9千円を追加し、補正後の予算の総額を64億8千3百47万9千円とするものです。

歳入の主なものとしては、は、充当財源として前年度繰越金1千8百12万9千円等を増額補正するものです。歳入の主なものとしては、は、県外の大手住宅メーカーから災害時に仮設住宅に転用できるトレーラーハウスを寄附したいとの申し出があり、そのトレーラーハウスを受領し、交流拠点施設で有効に活用する為の関連経費として、工事請負費に9百50万円等を増額補正するものです。

産業建設 常任委員会

産業建設常任委員長 春藤 康雄

付託された専決1件は、原案のとおり可決いたしました。

令和2年度松茂町一般会計補正予算(第9号)

(所管分)

専決第9号「令和2年度松茂町一般会計補正予算(第9号)(所管分)」につきましては、歳入歳出ともに、各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正するものです。

歳入の主なものとしては、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金で3百37万8千円増額補正するものです。

歳入の主なものとしては、は、都市下水路管理費の需用費で光熱水費及び修繕料で7百18万3千円減額補正するものです。

主な質疑事項

Q 木造住宅耐震化促進事業補助金でかなり減額になっているが申し込み件数はどうなっているのか。

A 令和2年度の実績として、耐震診

断が8件、補強計画が3件、耐震改修が4件、住替えが1件、ブロック塀撤去が10件、転換が9件の申請がございました。ただし、年度によって件数は増減いたしております。

Q 道路橋梁維持費の委託料で除草がありますが、どのように行っていますか。

A 道路除草は、年2回行っております。5月から6月にかけて1回、秋頃1回の計2回実施しております。



除草作業

教育民生

常任
委員会

教育民生常任委員長 板東 絹代

付託された専決2件と議案3件は、

原案のとおり可決いたしました。

令和2年度松茂町一般 会計補正予算（第9号） （所管分）

専決第9号「令和2年度松茂町一般会計補正予算（第9号）（所管分）」につきましては、歳入歳出ともに、各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正するものです。

主な質疑事項

Q 民生費の障がい者福祉費及び児童福祉総務費の扶助費の減額が大きいのなぜですか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響で障がい福祉サービスの利用控えや医療機関への受診控えがあったためだと分析しています。

令和3年度松茂町一般 会計補正予算（第1号）

専決第10号「令和3年度松茂町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千5百85万円を追加し、補正後の予算の総額を64億6千4百85万円とするものであります。低所得者

の子育て世帯に対して児童一人当たり5万円を支給する特別給付金について補正するものです。

主な質疑事項

Q 子育て世帯生活支援特別給付金事業でのシステム導入費用について、他の自治体と共通のシステムが導入できれば、安価になるのではないですか。

A 今回、全国的な一律のシステムは国からも示されておりません。既存の基幹システムとの連携等もあることから、本町独自のシステム導入になっております。

松茂町手数料条例の 一部を改正する条例

議案第26号「松茂町手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料の事務に変更があるため、条例改正を行うものです。

令和3年度松茂町一般 会計補正予算（第2号） （所管分）

議案第27号「令和3年度松茂町一般会計補正予算（第2号）（所管分）」につきましては、歳入の主なものとして、教育費県補助金の幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助金で50万円増額補正するものです。

歳出の主なものとして、民生費の子育て世帯への臨時特別給付金費において、98万3千円、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種費において、1億92万5千円増額補正し、それぞれ償還金利子及び割引料におきまして、国庫支出金を返納するものです。



マイナンバーカード推進

また、県補助金を活用し、教育費の松茂幼稚園費及び喜来幼稚園費の需用費において、それぞれ50万円増額補正し、新型コロナウイルス感染症対策として、消耗品を購入するものです。

令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

議案第28号「令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、補正後の予算の総額を15億8千9百45万円とするものです。

歳入といたしましては、県補助金、特別調整交付金分30万円を増額補正するものです。

歳出といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、仕事に従事することができなくなった被用者である被保険者に対して、一定期間、傷病手当金を支給するため、30万円を増額補正するものです。

全員協議会報告

令和3年6月10日に11名の議員、町長をはじめ担当課職員出席のもと、町

づくりに関わる重要事項及び新型コロナウイルスワクチン接種状況などについて協議いたしましたので主な内容を報告します。

第5次松茂町総合計画、実施計画、令和3年度版について

第5次松茂町総合計画後期基本計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする「基本構想」が最上位にあり、その下に前期5年後期5年を計画期間とする「基本計画」さらにその下に3年間を計画期間とし、毎年見直しを行う「実施計画」から構成されており、今回は、令和3年度から5年間の後期基本計画を策定したものであります。内容といたしまして、令和2年度実績、令和3年度までの実施計画「コミュニティバス運行業務」「備蓄物資購入事業」「避難行動要支援者名簿更新事業」「防犯カメラ設置工事」「STEAM(STEAM)教育事業」「ペップトーク実践事業」「包括的支援体制整備事業」「健康ポイント事業」「雇用奨励金」「異業種交流事業」「一般社団法人松茂まちづくり推進機構補助金」「地方創生移住支援金」などの新規事業、継続事業などを取り上げた説明がありました。

新型コロナウイルスワクチン接種について

松茂町での新型コロナウイルスワクチン接種状況について説明がありました。

内容といたしましては、4月5日から町内医療機関の従事者等への接種が開始され、6月10日現在、高齢者とされる65歳以上の方への町の集団接種並びに医療機関で行う個別接種が開始されています。今後、国が示した優先順位により、基礎疾患をお持ちで通院あるいは入院されている方や新たに60歳以上64歳までの方を対象にご案内します。予約方法は、インターネット、コールセンターで受付させていただき、インターネットが不便という方には保健相談センターでの代行もいたします。町は、今後も引き続き町医師団など関係機関と連携をはかりながら、町民のみなさんが安心して円滑に接種できまよう、全力で取り組んでまいりますと説明を受けました。

M12八北開拓地区下水道工事その2 契約締結について

本年4月から下水道事業会計が公営企業会計に移行したことに伴い、地方



自治法第96条による議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得、又は処分に関する条例の対象外とはなりませんが、1件5千万円を超える工事ですので報告がありました。内容としましては、松茂町笹木野字八北開拓地区で下水道工事を1件発注したことです。工事概要は、住宅並びに事業所からの汚水を受け入れるため、幹線管渠並びにサービース管を整備する工事で、直径200mmの下水道管を、推進工法で223.2m、開削工法で594.7m、総延長817.9mにわたり、敷設築造していくものです。

施工に際しましては、交通誘導員の適正配置、工事車輛の安全運行に万全を期することは基より、事業所及び関係各位には、戸別訪問などを実施いたしました。工事内容、交通規制等の周

知を徹底し、スムーズな工事の進捗に努めてまいりますと説明を受けました。

一般廃棄物中間処理施設 整備事業について

2市4町の首長による、令和3年度第1回一般廃棄物の広域処理に係る連絡会議が開催された内容について経過報告がありました。主な内容は、適地調査の結果、事業費への影響、スケジュールへの影響、今後の方向性についてでした。今回の調査の結果、より適正が高いと考えられるマリンピア沖洲の徳島市北部浄化センター未利用敷地を新たな建設予定地として事業を進めていくにあたり、また、マリンピア沖洲における事業推進体制を構築するため、改めて6市町との間で連携条件等の協議を行い、協議が整った段階で、事業推進に係る新たな協定等を締結する予定であると説明がありました。

閉会中の継続調査報告

5月に予定していた産業建設常任委員会の開催が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止になり、町より書面・図面での説明を受けました。内容としては、建設課所管の令和2年度事業実施箇所及び令和3年度事業予

定箇所のうち主要な箇所の確認をいたしましたのでご報告します。

令和2年度事業実施状況について

道路橋梁費の工事請負費では合計9件の9千487万5千円、修繕料（道路の簡易な舗装補修）782万3千円、委託料（道路実施設計や測量調査、側溝清掃や路肩の除草等）2千448万6千円の合計1億2千718万4千円の事業を実施しました。農業土木事業費の工事請負費では、3件の水路補修工事1千696万5千円、委託料（測量設計）8万8千円の合計1千705万3千円の事業を実施しました。道路橋梁費とあわせて総事業費1億4千423万7千円です。

令和3年度事業施行 要望箇所について

道路橋梁費では、老朽化が進んでいる橋梁修繕による長寿命化や防衛省の補助金による舗装工事など、8千370万円を予定し、この中には、地元要望を受けて実施する金額も含んでいます。修繕費は、800万円、委託料は、2千612万7千円で合計1億1千782万7千円となります。農業

土木事業費では、工事請負費2千万円、委託料は測量設計費300万円の合計2千300万円となり、総事業費合計1億4千82万7千円となります。

道路舗装改修工事（中喜来）



用排水路改修工事



編集後記

紫陽花から向日葵に季節は移り、夏本番を迎えております。

「議会だより」を編集するにあたり、報道倫理の要素の一つであります、正確性を確立するため、一字一句誤りはないか？読む人により書かれた意味が違うように取れないか？委員相互が確認をしております。

後、公平性・取材源・人権・機密・世間常識等はその都度対応しております。

思いとしては、町民皆様の目に留まり、読んでもらい、議会活動を理解していただけたらと願い、より一層の読みよい「議会だより」になるように努力していきます。

（武）

＝広報常任委員会＝

委員長	佐藤	富男
副委員長	立井	武雄
委員	佐藤	道昭
委員	板東	絹代
委員	川田	修
委員	村田	茂
委員	米田	利彦